

適正な価格形成に関する協議会 開催要領

1 趣旨

現在、農林水産省では、食料・農業・農村基本法の見直しに係る議論が進められており、昨年からの食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会における議論を経て、令和5年5月に中間取りまとめが公表されたところである。その中では、消費者や実需者のニーズに応じて生産された農産物について、市場における適正な価格形成を実現し、生産者、加工・流通事業者、小売事業者、消費者等からなる持続可能な食料システムを構築する方針が示されている。

持続可能な食料供給を実現するためには、生産だけでなく、流通、加工、小売等のフードチェーンの各段階の持続性が確保される必要があり、また、これが実現することは消費者の利益にもかなうものと認識している。

一方で、昨今の原材料価格の高まりや円安の進行など事業環境が大きく変化する中で、食料システム全体で適正な価格形成が図られなければ、食料供給を担う事業者の事業継続が困難になり、食料供給基盤が脆弱化してしまうことが懸念される。

これらを踏まえ、持続可能な食料供給の実現に向けて、課題の分析を行いつつ、フードチェーンの各段階でのコストを把握し、それを共有し、生産から消費に至る食料システム全体で適正取引が推進される仕組みの構築を検討するための協議の場として、「適正な価格形成に関する協議会」（以下「協議会」という。）を開催するものとする。

2 協議会の招集

協議会は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が招集する。

3 構成員等

（１）協議会の構成員は、別紙のとおりとする。

（２）農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）は、構成員のほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見の表明や説明を求めることがで

きる。

(3) 協議会は、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

4 運営

(1) 協議会は、原則として非公開とする。

(2) 配付資料は、公表する。また、議事要旨は、開催後、構成員等の確認を経た上で公表する。公表の方法は、農林水産省のホームページに掲載する方法とする。ただし、構成員その他の出席者からの提出資料であって当該者が非公開を希望したもの又は協議会において非公開とすることが適当であると認めるものについては、この限りでない。

(3) ワーキンググループの公開等については、協議会に準ずる。

(4) 協議会の事務局は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループにおいて行う。

(5) この要領に定めるもののほか、協議会及びワーキンググループの運営に必要な事項は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が定める。

(別紙)

適正な価格形成に関する協議会 構成員名簿

【構成員：18名】

あらかわ 荒川	たかし 隆	(一財)食品産業センター 理事長
いでた 出田	やすとし 安利	(一社)全国中央市場青果卸売協会 専務理事
いむら 井村	しんじろう 辰二郎	(公社)日本農業法人協会 副会長
えぐち 江口	のりお 法生	(一社)日本スーパーマーケット協会 専務理事
くまべ 隈部	ひろし 洋	(一社)中央酪農会議 副会長
くろだ 黒田	ひさかず 久一	(一社)日本惣菜協会 副会長
ごうの 郷野	ちさこ 智砂子	(一社)全国消費者団体連絡会 事務局長
さいとう 齊藤	よしき 良樹	全国農業協同組合連合会 代表理事専務
さかもと 坂本	おさむ 修	(一社)日本フードサービス協会 専務理事
しまはら 島原	やすひろ 康浩	(一社)全国スーパーマーケット協会 常務理事
たなべ 田辺	けいこ 恵子	主婦連合会 副会長
とうま 藤間	のりかず 則和	(一社)全国農業協同組合中央会 常務理事
ときおか 時岡	こうへい 肯平	(一社)日本加工食品卸協会 専務理事
ふくだ 福田	すすむ 晋	中村学園大学 特命教授
ふたむら 二村	ちかこ 睦子	日本生活協同組合連合会 常務理事
まきの 牧野	つよし 剛	日本チェーンストア協会 専務理事
みついし 三石	せいじ 誠司	宮城大学 副学長・教授
みやざき 宮崎	としお 淑夫	(一社)日本乳業協会 専務理事

(五十音順、敬称略)